

新生パワー介護年金

投資型終身介護年金保険

契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)

この保険契約のお申し込みをされる際には、この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」の内容もあわせてご確認くださいませよう願いたします。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、マニライフ生命の変額年金カスタマーセンターへご連絡ください。

変額年金カスタマーセンター

TEL 0120-925-008

受付時間:月～金曜日 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

募集代理店



株式会社新生銀行
〒100-8501
東京都千代田区内幸町2-1-8
電話 / 0120-456-860
www.shinseibank.com

引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社

本社 / 東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621
ホームページ / <http://www.manulife.co.jp/>

変額年金カスタマーセンター

☎ 0120-925-008 受付時間 / 月～金曜日 9時～17時
祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。

●「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約の申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。
「契約概要」・・・P1 「注意喚起情報」・・・P8

募集代理店



引受保険会社



契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、記載の支払事由や給付に関しての制限事項、資産運用に関する事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項、資産運用に関する事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については「注意喚起情報」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。
- 「契約概要」では、公的介護保険制度*1における要介護1以上の認定を受け、その効力*2が生じた日を「要介護認定日」と表記しています。
 - *1 介護保険法(平成9年12月17日法律 第123号)に基づく介護保険制度のことをいいます。なお、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正が本商品の内容に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。
 - *2 介護保険法(平成9年12月17日法律 第123号)第27条第8項における効力のことをいい、要介護認定の申請があった日にさかのぼって効力を生じます。

①引受保険会社について

- 商号 マニライフ生命保険株式会社
- 本社所在地 東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621
- ホームページ <http://www.manulife.co.jp/>
- 連絡先 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008
受付時間:月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

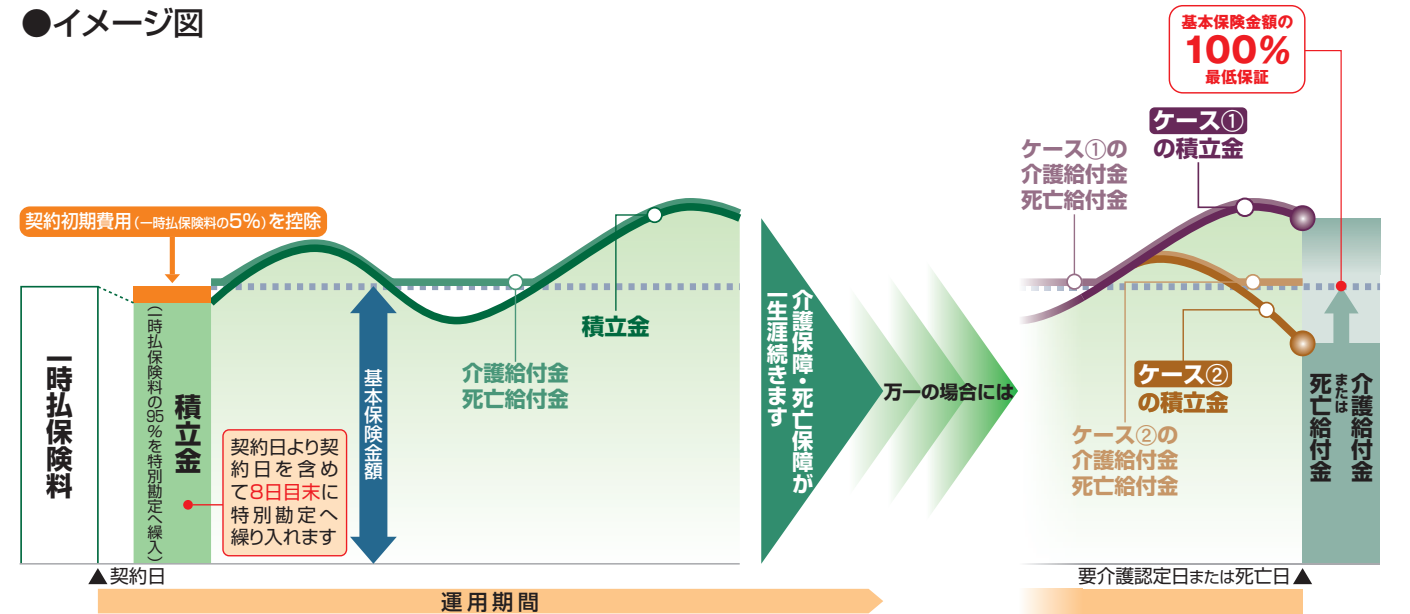
②保険商品の仕組み

- 「新生パワー介護年金」は、新変額個人年金保険Ⅲ型に終身保障特約(変額個人年金保険用C型)および介護時保証特約(変額個人年金保険用)が付加された生命保険です。介護年金および遺族年金を除き、年金でのお支払いはありません。
- 被保険者が初めて公的介護保険制度における要介護1以上の認定を受けたときは介護給付金、被保険者がお亡くなりになったときは死亡給付金をお支払いします。介護給付金と死亡給付金は、いずれかのお支払いになります。
- 特別勘定の運用実績に基づいて、介護給付金額・死亡給付金額および解約返戻金額等が変動します。

⚠️運用のリスクについて
 この保険の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の介護給付金額等の増減につながります。
 このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と介護給付金額等お支払いする金額の合計額)が払込保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。
 その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

- 介護給付金および死亡給付金は、基本保険金額の100%を最低保証します。
- ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。
- 公的介護保険制度における要介護1以上の認定の効力が生じていた場合、お申し込みいただけません。
- 契約日前に公的介護保険制度における要介護1以上の認定の効力が生じていたことがご契約後に判明した場合、介護給付金はお支払いできません。この場合、介護時保証特約は無効とし、ご契約は消滅します。ご契約の消滅にともない一時払保険料をご契約者にお返しします。

●イメージ図



※上図は、介護保障・死亡保障が継続した場合および要介護認定日または死亡日の積立金額が基本保険金額を上回った場合と下回った場合の例です。将来の積立金額、介護給付金額・死亡給付金額等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものです。

ケース① 要介護認定日または死亡日の積立金額が基本保険金額を上回っていたとき

被保険者が初めて要介護1以上の認定を受けた場合は介護給付金、被保険者がお亡くなりになった場合は死亡給付金をお支払いします。
 介護給付金額は要介護認定日の積立金額、死亡給付金額は死亡日の積立金額となります。

ケース② 要介護認定日または死亡日の積立金額が基本保険金額を下回っていたとき

被保険者が初めて要介護1以上の認定を受けた場合は介護給付金、被保険者がお亡くなりになった場合は死亡給付金をお支払いします。
 介護給付金額・死亡給付金額は基本保険金額の100%となります。

③被保険者が要介護認定された場合の保障内容について

介護給付金			
	支払事由	支払金額	受取人
介護給付金	被保険者が初めて公的介護保険制度における要介護1以上に認定されたとき	「要介護認定日の積立金額」または「要介護認定日の基本保険金額」のうち、いずれか大きい金額 ※契約日から特別勘定への繰入日前日までの期間の介護給付金額は、基本保険金額と同額になります。	介護給付金受取人

※支払事由が生じた場合はすみやかにご請求ください。
 ※介護給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

●指定代理請求人の指定について
 介護給付金受取人が被保険者の場合、ご契約者は、被保険者の同意を得て、つぎの方のうち1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。

- ・被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ・被保険者の直系血族

※指定代理請求人は、介護給付金の請求時においても、上記のいずれかに該当することが必要です。

介護給付金受取人が被保険者の場合で、介護給付金受取人(被保険者)が介護給付金をご請求できないときに、指定代理請求人は、介護給付金受取人の代理人として介護給付金をご請求いただくことができます。

介護年金

●介護給付金の支払事由発生後に介護年金特則を付加することにより、介護給付金の全部または一部を介護年金基金に充当して、介護年金をお支払いすることもご選択できます。

介護年金種類		支払開始年齢	受取人
確定介護年金	一定期間にわたって介護年金をお支払いします。 【支払期間】5年・10年・15年・20年	40歳以上	介護給付金受取人
保証金額付終身介護年金	生涯にわたって介護年金をお支払いします。お支払いの合計額として介護年金基金に充当した額と同額を保証します。		

※介護年金支払開始日における被保険者の年齢が90歳を超える場合、介護年金のお取り扱いはできません。
 ※介護年金のご請求においても、介護年金受取人の指定代理請求人によるお取り扱いができます。この場合の指定代理請求人は、介護年金受取人にご指定いただきます。

※介護年金額は、介護年金基金の額に基づき、介護年金基金の設定時におけるマニユライフ生命保険株式会社(以下、「マニユライフ生命」といいます。)の定める基礎率等(予定死亡率等)により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく介護年金額は定まっておられません。

※介護年金額が20万円未満となる場合、介護年金のお取り扱いはできません。

※介護年金額が3,000万円を超える場合は3,000万円を介護年金額とし、介護年金額3,000万円を基準としてマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率(注)、予定死亡率等)により計算された介護年金基金の額を超える部分については、当該部分を一時金で介護年金受取人にお支払いします。

(注) 予定利率とは、介護年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

●介護年金支払期間中の将来の介護年金のお支払いにかえて、介護年金を一括でお支払いすることができます。介護年金の一括支払を行った場合、ご契約は消滅します。

- ・確定介護年金
 介護年金支払期間の残存期間に対する介護年金額の現価を一括でお支払いします。
- ・保証金額付終身介護年金
 介護年金基金に充当した額からすでにお支払いした介護年金の累計額を差し引いた金額を一括でお支払いします。
 ※すでにお支払いした介護年金の累計額が介護年金基金に充当した額以上の場合、介護年金の一括支払はできません。

④被保険者がお亡くなりになった場合の保障内容について

	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が運用期間中にお亡くなりになったとき	「死亡日の積立金額」または「死亡日の基本保険金額」のうち、いずれか大きい金額 ※契約日から特別勘定への繰入日前日までの期間の死亡給付金額は、基本保険金額と同額になります。	死亡給付金受取人
死亡一時金	被保険者が介護年金支払期間中にお亡くなりになったとき	●確定介護年金の場合 介護年金支払期間の残存期間に対する介護年金額の現価 ●保証金額付終身介護年金の場合 介護年金基金に充当した額からすでにお支払いした介護年金の累計額を差し引いた金額 ※すでにお支払いした介護年金の累計額が介護年金基金に充当した額以上の場合、死亡一時金はありせん。	介護年金受取人 ※介護年金受取人が被保険者の場合はその相続人にお支払いします。

⑤介護給付金・死亡給付金をお支払いできない場合について

●つぎのような場合などには、介護給付金・死亡給付金のお支払いをいたしません。

お支払いできない場合	例
保険契約・特約が重大事由により解除された場合	・介護給付金の請求に関し、介護給付金受取人に詐欺行為があったため、介護時保証特約が解除されたとき
保険契約・特約が詐欺により取消とされた場合	・ご契約の締結に際して、保険契約者に詐欺の行為があったため、保険契約が取消とされたとき
保険契約・特約が不法取得目的により無効とされた場合	・保険契約者が死亡給付金の不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効とされたとき
保険契約・特約が告知義務違反により解除された場合	・ご契約時に告知していただいた内容が事実と相違したため、保険契約が解除されたとき
責任開始期前の要介護認定により保険契約が消滅した場合	・責任開始期前に要介護1以上の認定の効力が生じていたことがご契約後に判明したため、保険契約が消滅したとき
死亡給付金の免責事由に該当した場合	・責任開始日から3年以内の被保険者の自殺によるとき ・保険契約者または死亡給付金受取人の故意によるとき ・戦争その他の変乱によるとき

くわしくは「注意喚起情報P10⑤介護給付金・死亡給付金をお支払いできない場合」および「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

⑥引き受け条件について

	条件
被保険者契約年齢	40～75歳(満年齢)
保険料のお取り扱い	1被保険者あたり200万円以上(1円単位) ※同一被保険者で、マニユライフ生命の介護保障のある変額個人年金保険を合算して、1億円を超えることはできません。 また、同一被保険者で、マニユライフ生命の他の変額個人年金保険を合算して、5億円を超えることはできません。
保険料の払込方法	一時払のみ ※「マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金」に限定しております。
保険期間	終身
運用期間	終身 ※介護給付金の支払事由に該当した場合、要介護認定日までとします。

基本保険金額(一時払保険料)等、ご契約の具体的な内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。

⑦特約について

種類	概要
終身保障特約	終身にわたる死亡保障を行うことを目的とする特約です。 ※ご契約締結時に主契約に付加されています。中途において特約のみを解約することはできません。
介護時保証特約	被保険者が所定の要介護状態に該当した場合に介護給付金を支払うことを目的とする特約です。 ※ご契約締結時に主契約に付加されています。中途において特約のみを解約することはできません。
遺族年金特約	被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金の全部または一部を年金基金として、遺族年金を死亡給付金受取人にお支払いすることを目的とする特約です。 【年金種類】確定年金 【年金支払期間】5年・10年・15年・20年・25年・30年 ※死亡給付金をお支払いした後に付加することはできません。 ※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率 ^(注) 等)により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。 ※遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。 ※遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率 ^(注) 等)により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金の年金受取人にお支払いします。 (注) 予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

⑧配当金について

- 配当金はありません。ただし、遺族年金の年金支払期間中は5年ごとに利差配当*を行います。
* 遺族年金の年金基金についてはマニュアル生命が運用を行い、その運用成果(利差)により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。

⑨解約返戻金について

- ご契約を解約・一部解約*された場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。一部解約された場合、積立金額および基本保険金額は同一の割合で減額され、その割合に応じて最低保証される介護給付金および死亡給付金の額も減額されます。
*一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合、一部解約はできません。
- 積立金額が基本保険金額を上回っている場合、その上回っている額を限度として、1保険年度に1回、基本保険金額を減額することなく一部解約することができます。これを「一部解約の特別取扱」といい、以下の条件をすべて満たした場合にお取り扱いいたします。
 - ・一部解約計算基準日(マニュアル生命が一部解約のご請求を受け付けた日の翌営業日)が契約日より契約日を含めて1年経過した日の翌日以後であること
 - ・一部解約計算基準日が含まれる保険年度の、契約応当日時点における被保険者の年齢が80歳以下であること
- 解約計算基準日(マニュアル生命が解約のご請求を受け付けた日の翌営業日)が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は解約計算基準日の基本保険金額と同額となります。解約計算基準日が特別勘定への繰入日以後である場合、解約返戻金額は解約計算基準日における積立金額となります。

⚠ 特別勘定への繰入日以後、解約返戻金は特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

⑩特別勘定について

- 特別勘定への繰り入れ
契約日から契約日を含めて**8日目末**に、一時払保険料の**5%**を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

●特別勘定の種類と運用方針

特別勘定名	世界バランス50		
特別勘定の運用方針	主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の大きい資産に効率的に国際分散投資します。		
主な投資対象となる投資信託	投資信託名	三菱UFJバランスファンドVA50型(適格機関投資家限定)	
	運用方針	国際分散投資によりリスクの低減をはかりながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 ご参考：各資産の運用の特色	
		日本株式	東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
		外国株式(ヘッジあり)	MSCIコクサイ インデックス(円ヘッジ・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
		日本債券	NOMURA-BPI総合インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
外国債券(ヘッジあり)		シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざして運用を行います。	
外国債券(ヘッジなし)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。		
※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。			
運用会社	三菱UFJ投信株式会社		
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に 年率 0.294% (税抜:0.28%)を乗じた金額(信託報酬*)		

* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。
※特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。

- 特別勘定資産の評価方法
特別勘定資産の評価は毎日行い、積立金の増減に反映させます。特別勘定資産の評価方法はつぎのとおりとします。ただし、この評価方法は将来関係法令、会計慣行の変更等により変更することがあります。
 - ・有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
 - ・上記以外の資産については、原価法によるものとします。
 ※為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

この「契約概要」に記載の資産運用に関する事項は概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

⑪諸費用について

ご負担いただく費用はつぎのとおりです。
 本商品にかかる費用の合計額は、下記の契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となります(ただし、特定のお客様には、別途、介護年金管理費または年金管理費がかかりますのでご注意ください)。

ご契約時にご負担いただく費用

- 一時払保険料からつぎの費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に 5% を乗じた金額	特別勘定への繰り入れの際に、一時払保険料から控除します。

特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

- 特別勘定での運用期間中は、毎日、つぎの費用を積立金から控除します。

項目	目的	費用	時期
保険関係費	介護給付金・死亡給付金の最低保証のための費用、保険契約の締結・維持などに必要な費用	特別勘定の資産総額に対して、年率 2.2% を乗じた金額	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用 ※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬 ^(注) などが含まれます。	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して、年率 0.294% (税抜:0.28%)を乗じた金額(信託報酬 ^(注))	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。

(注)運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。
 ※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

その他の費用

- 介護年金特則を付加した保険契約に対して、介護年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
介護年金管理費	介護年金の年金支払いの管理にかかる費用	介護年金支払日の責任準備金額に 0.4% を乗じた金額	介護年金支払日に責任準備金から控除します。

- 遺族年金特約を付加した保険契約に対して、遺族年金の年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	遺族年金の年金支払いの管理にかかる費用	遺族年金の年金額(年額)に 1% を乗じた金額	遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
 この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご覧ください。

この保険にかかる費用はつぎのとおりです

この保険にかかる費用の合計額は、下記の契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となります(ただし、特定のお客様には、別途、介護年金管理費または年金管理費がかかりますのでご注意ください)。

ご契約時にご負担いただく費用

- 一時払保険料からつぎの費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に 5% を乗じた金額	特別勘定への繰り入れの際に一時払保険料から控除します。

特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

- 特別勘定での運用期間中は、毎日、つぎの費用を積立金から控除します。

項目	目的	費用	時期
保険関係費	介護給付金・死亡給付金の最低保証のための費用、保険契約の締結・維持などに必要な費用	特別勘定の資産総額に対して、年率 2.2% を乗じた金額	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用 ※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬 ^(注) などが含まれます。	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して年率 0.294% (税抜0.28%)を乗じた金額(信託報酬 ^(注))	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。

(注)運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。
 ◎運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

その他の費用

●介護年金特則を付加した保険契約に対して、介護年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
介護年金管理費	介護年金の年金支払いの管理にかかる費用	介護年金支払日の責任準備金に0.4%を乗じた金額	介護年金支払日に責任準備金から控除します。

●遺族年金特約を付加した保険契約に対して、遺族年金の年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	遺族年金の年金支払いの管理にかかる費用	遺族年金の年金額(年額)に1%を乗じた金額	遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

この保険には運用のリスクがあります

●この保険の資産は、特別勘定*での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の介護給付金額・死亡給付金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と介護給付金額等お支払いする金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*特別勘定とは、変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類とは区分し、独立した管理・運用を行います。

●この保険では、特別勘定に繰り入れた保険料(一時払保険料から契約初期費用を控除した金額)*は、特別勘定において主に有価証券で運用されます。

*保険料は、契約日から契約日を含めて8日目に特別勘定に繰り入れられます。

●特別勘定での資産運用の成果とリスクは、すべてご契約者に帰属します。特別勘定における資産運用実績がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、マンユライフ生命または第三者(生命保険募集人等)がご契約者に対し何らかの補償・補填をすることはありません。

**①保険契約のお申し込みの撤回
または保険契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)**

●生命保険契約は長期にわたるご契約ですので、ご契約に際しては十分に内容をご検討いただきますようお願いいたします。
●お申し込み後ご納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます。)をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。

●つぎの場合には、お申し込みの撤回等のお取り扱いができません。
(1)ご契約者が法人のとき、または当該保険契約が営業もしくは事業のために締結する保険契約であるとき
(2)当該保険契約が債務の履行の担保のための保険契約であるとき

②ご職業をありのままお知らせください(告知義務)

●ご契約にあたっては、現在の職業について、ありのままを正しく告知してください。
●告知受領権はマンユライフ生命が有しています。マンユライフ生命の職員または生命保険募集人(代理店を含みます。)には告知受領権はなく、マンユライフ生命の職員または生命保険募集人に口頭でお話されただけでは告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。
●告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、介護給付金・死亡給付金をお支払いできないことがあります。
●保険契約を解除した場合には、解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。
●マンユライフ生命の職員またはマンユライフ生命で委任した者が、介護給付金・死亡給付金などのご請求の際に保険契約のお申し込み内容や告知内容についてご確認にお伺いすることがあります。

**③責任開始期前に要介護認定の効力が生じていた場合、
この保険のお申し込みはできません**

●被保険者について、公的介護保険制度における要介護認定の効力が責任開始期前に生じていた場合、この保険のお申し込みはできません。
●公的介護保険制度における要介護認定の効力が責任開始期前に生じていたことが、保険契約締結後に判明した場合、介護時保証特約(変額個人年金保険用)を無効とし、保険契約は消滅します。保険契約の消滅にともない、一時払保険料をご契約者に払い戻します。
◎要介護認定は、その要介護認定の申請があった日にさかのぼって、その効力が生じます(介護保険法第27条第8項)。

④保障の責任開始期について

●マンユライフ生命が保険契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みと告知がともに完了した時にさかのぼり、保険契約上の責任を負います。この保険では、その日を契約日とします。
●生命保険募集人は、お客様とマンユライフ生命の保険契約の締結の媒介を行う者で、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してマンユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。
●この保険は、生命保険募集人のうち、社団法人生命保険協会において別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。

⑤介護給付金・死亡給付金をお支払いできない場合

つぎのような場合などには、介護給付金のお支払いをいたしません。
●保険契約者、被保険者、介護給付金受取人が介護時保証特約の介護給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときなど、重大な事由により介護時保証特約が解除され、保険契約が消滅した場合
●保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または介護給付金受取人に詐欺の行為があり、介護時保証特約が取消となり、保険契約が消滅した場合
●保険契約締結の状況、保険契約成立後の介護給付金の請求状況などから判断して、保険契約者が介護給付金の不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、介護時保証特約が無効となり、保険契約が消滅した場合
●告知していただいた内容が事実と相違したため、保険契約が解除された場合
●被保険者について、公的介護保険制度における要介護認定の効力が責任開始期前に生じていたことにより、介護時保証特約が無効になり、保険契約が消滅した場合

つぎのような場合などには、死亡給付金のお支払いをいたしません。
●保険契約者、死亡給付金受取人がこの保険契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときなど、重大な事由により保険契約が解除された場合
●保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があり、保険契約が取消となった場合
●保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金の請求状況などから判断して、保険契約者が死亡給付金の不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合
●告知していただいた内容が事実と相違したため、保険契約が解除された場合
●責任開始日から3年以内の被保険者の自殺などの免責事由に該当した場合

⑥解約・一部解約

●いつでも解約または一部解約し、解約返戻金を請求することができます。
●解約返戻金額は、そのご請求をマンユライフ生命が受け付けした日の翌営業日(この日を「解約計算基準日」または「一部解約計算基準日」といいます。)の積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額)です。
◎解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって増減します。最低保証はありませんので、一時払保険料よりも少額となることがあります。
●解約計算基準日または一部解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額相当額(一部解約の場合は、減額された基本保険金額相当額)となります。
●一部解約をした場合、基本保険金額および特別勘定の積立金額は同一の割合で減額され、その割合に応じて介護給付金・死亡給付金の最低保証額も減額されます。
●積立金額が基本保険金額を上回っている場合、その上回っている額を限度として、1保険年度に1回、基本保険金額を減額することなく一部解約をすることができます。これを「一部解約の特別取扱」といい、以下の条件をすべて満たした場合にお取り扱いいたします。
・一部解約計算基準日が契約日から契約日を含めて1年経過する日の翌日以後であること
・一部解約計算基準日における被保険者の年齢が80歳を超えないこと
●一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合は、一部解約をお取り扱いできません。

**⑦信用リスクと生命保険契約者保護機構について
(マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています)**

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構は、会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、保険契約の移転等の円滑な実施のため救済保険会社に対する資金援助を行うことなどにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることを目的としています。
- 救済会社への保険契約の移転に際しては、責任準備金の削減、契約条件の算定基礎となる基礎率の変更などにより、ご契約時の保険金額、年金額等が削減される場合があります。
- 生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時】
 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

⑧この商品は生命保険です

- この商品は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。
- 被保険者が要介護認定を受けたときにお支払いする介護給付金や被保険者が死亡されたときにお支払いする死亡給付金には、基本保険金額*相当額の最低保証がありますが、預金とは異なり、解約時に払い戻される解約返戻金などには最低保証はありません。
 * 保険契約締結時は一時払保険料と同額とします。ただし、保険契約締結後に一部解約をした場合、基本保険金額は一部解約した積立金額に対する割合に応じて減額されます。
- この商品は、預金ではありませんので、預金保険制度の対象外となります。

**⑨現在ご契約中の保険契約を解約・減額することを前提に
新たな保険契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります**

- 現在の保険契約を解約・減額するときには、一般的につきの点についてご契約者にとって不利益となります。
- 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者のご職業などによりお断りする場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、責任開始日から3年以内の自殺による死亡の場合、告知義務違反によってご契約が解除された場合など、死亡給付金などをお支払いできないことがあります。

特に現在ご契約中の一時払変額個人年金保険を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方は、以下の事項をご留意ください。

- 一時払変額個人年金保険の解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動します。
- 一時払変額個人年金保険を解約された場合、運用実績によっては解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。
- 一時払変額個人年金保険を解約された場合、解約返戻金をお支払いし、保険契約は消滅しますので、死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅し、また年金原資や年金支払総額の最低保証機能がついたご契約の場合、年金原資や年金支払総額の最低保証は消滅します。
- 一時払変額個人年金保険を一部解約された場合、一般的に死亡給付金が最低保証される額は減額されます。また、年金原資や年金支払総額の最低保証機能がついたご契約の場合、年金原資や年金支払総額が最低保証される額は減額されます。なお、一部解約された場合、解約せずにご契約を継続された場合に比べて、死亡給付金額や年金額が少なくなります。
- 解約控除のある一時払変額個人年金保険を解約控除の適用期間中に解約した場合、契約日または増額日からの経過年数に応じた解約控除を積立金額(一部解約の場合は一部解約請求額)から控除した金額が解約返戻金額となります。

⑩この保険には特別勘定群を設定しています

- この保険では、販売窓口ごとに1つの特別勘定をグループ化した特別勘定群を設定しています。
- ご契約者は、お申し込みの際に特別勘定群を指定するものとし、指定された特別勘定群に含まれない特別勘定については、ご契約時の保険料の繰り入れをすることはできません。
- 詳細については、「ご契約のしおり/約款」および「特別勘定のしおり」をご覧ください。
- 当窓口以外の特別勘定群および特別勘定に関するお問い合わせは、マニライフ生命変額年金カスタマーセンターにお申し出ください。

マニライフ生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

※特別勘定に関する詳しい内容(特別勘定の種類、運用方針等)については、「契約概要」P6および「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご覧ください。

⑪税務のお取り扱いについて

- ご契約時
お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※個人年金保険料控除の対象とはなりません。また、一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

- 解約および一部解約*(差益のある場合)

*「一部解約の特別取扱」を含む

契約後5年以内の解約等の場合	契約後5年超の解約等の場合
20%源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

- 被保険者死亡の場合

- 死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

ご参考:相続税法第12条「保険金の非課税限度額」について
 死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります(相続税法第12条)。

法定相続人数には相続を放棄した人も含まれます。

- 遺族年金特約を付加していた場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	被保険者死亡時の課税	遺族年金支払時の課税
本人	本人	配偶者または子	相続税	所得税(雑所得) + 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税	

- 被保険者が初めて公的介護保険制度における要介護1以上に認定された場合
介護費用を用途とする介護給付金(介護年金)は、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合には、非課税扱となります。

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱となります。
50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。
一時所得の課税対象額 = {収入 - 必要経費(一時払保険料等) - 特別控除(50万円)} × 1/2

**税務上のお取り扱いについては、平成22年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細については税務署にご確認ください。
また、詳細については「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。**

⑫戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合、 手続の延期・停止等をする場合があります

- 戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない期間(取引停止期間)中は、一部のお手続きについて、延期または停止等をする場合があります。

⑬介護給付金・死亡給付金などのお支払いに関するお手続き等について

- お客様からのご請求に応じて、介護給付金・死亡給付金などのお支払いを行う必要がありますので、支払事由が生じた場合、すみやかにマニュアル生命変額年金カスタマーセンターにご連絡ください。
- マニュアル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、マニュアル生命変額年金カスタマーセンターに必ずご連絡ください。
- 介護給付金・死亡給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる介護給付金などについて、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(詳しくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください)。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- この保険は、年金でのお支払いはありません。介護年金特則を付加された保険契約に対して、介護給付金を一時にお支払いする方法にかえて介護年金をお支払いします。また、遺族年金特約を付加された保険契約に対して、死亡給付金を一時にお支払いする方法にかえて年金(遺族年金)をお支払いします。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、介護給付金・死亡給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますので、ご覧ください。

マニュアル生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

⑭各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

- 各種お手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

マニュアル生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

- 社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページ; <http://www.seiho.or.jp/>)。また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会(あっせん委員)を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- なお、この商品にかかわる認定投資者保護団体は、社団法人生命保険協会です。
※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引にかかわる消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。